

オストメイトの皆さんへ

(人工肛門・人工膀胱保有者)



浦賀行政センターと鴨居コミュニティセンターで、 ストーマ装具の保管が可能となりました。

近頃、頻繁に地震が起こっております。災害に備えて、皆さんは、自宅はもちろん、親戚や知人にストーマ装具の保管をお願いしていると思います。(社)日本オストミー協会神奈川支部では、自己所有のストーマ装具の保管を横須賀市にお願いしていました。この度、浦賀行政センターのご好意で、災害対策の一環として、ストーマ装具の保管に取り組んでいただけることになりましたので、皆さんにご案内いたします。

受付期間： 行政センター及び鴨居コミュニティセンターの開館時間（随時）

保管条件： 原則6ヶ月毎の入れ替え・継続

形式： 横 30 cm × 高さ 20 cm × 幅 5～6 cm 程度のバック

記名： 前・横・上に住所・氏名を明記（どこから見ても分かるように）

以下の条件に基づいて、保管を依頼することになりますので、保管を希望される方は各自で依頼文（裏面）を提出するようお願い致します。

- ① 保管されるストーマ装具については、自分の責任において品質などを管理し、浦賀行政センターは責任を負わないことに同意する。
- ② 行政センターから本人又は相続人に対して、1年以上連絡が取れない場合には、保管されているストーマ装具を破棄されても異議の申立てをしない。

横須賀市役所浦賀行政センター

電話：046-841-4155

(社)日本オストミー協会神奈川支部事務局

電話：0466-45-4216